

三朝町民会館使用料條例を次のように制定

するものとする

昭和三十年十一月一日提出

三朝町長 坂出 雅 己



昭和三十年十一月一日議決

三朝町三朝町議會議長 天野 廉



昭和三十三年三朝町条例第 号

三朝町民会館使用料条例

第一條

三朝町民会館を使用しようとする者は三朝町民会館使用許可願(第一号様式)により町長の許可をうけなければならぬ。これを変更するときもまた同じ。

第二條

使用者は別表に定める使用料を使用許可の際納額告知書(第二号様式)により納付しななければならぬ。但し町長において特別の事由があると認めるときは減免することができる。

第三條

使用者はすべて管理者の指示事項を守らなければならぬ。

第四條

使用者はその使用を終つたときは直に原状に

復し返還しなければならない。

第五條 使用中建物又は器具を毀損し若しくは滅失したときは使用者がその損害を賠償しなければならない。

附 則

この條例は昭和三十一年十一月一日より施行する

別表

大星	四五里	時刻	
		車 の 数	時刻
四	三	至 正 午	午 前
六	五	至 正 午	午 前
八	七	至 正 午	午 前
一五	一二	至 正 午	午 前
	一四	至 正 午	午 前

町外の者は十割増とする

第一号様式

三朝町民會館使用許可願

使用の日時	至白 昭和 和年 月日 午時
使用目的	
使用場所	第 号室
入場見込人員	名
使用料	

昭和 年 月 日

住所
氏名
職業

三朝町長

殿

印

第二号様式

第 二 号 様 式

町民会館第	号室	町民会館第	号室
至	自	至	自
年月日	年月日	年月日	年月日
日間	日間	日間	日間
氏名	住所及	氏名	住所及
申請者	申請者	申請者	申請者
係	係	係	係
係	係	係	係
係	係	係	係

納 額 告 知 書

昭和	年度	使用料及手数料	使用料
一	金	円也	町民会館第
右金額	三	朝町役	号室
年月	日	納付	日間
三	朝町長	納	納

証 收 領

昭和 年 度	使用料及手数料	使用料	納
一金	田也町民会館第 号	量 間	
右領收致しました			
年 月 日	三朝町収入役		

通 知 書

町民会館第 号	申請書
至 月 日	使用目的
日 間	

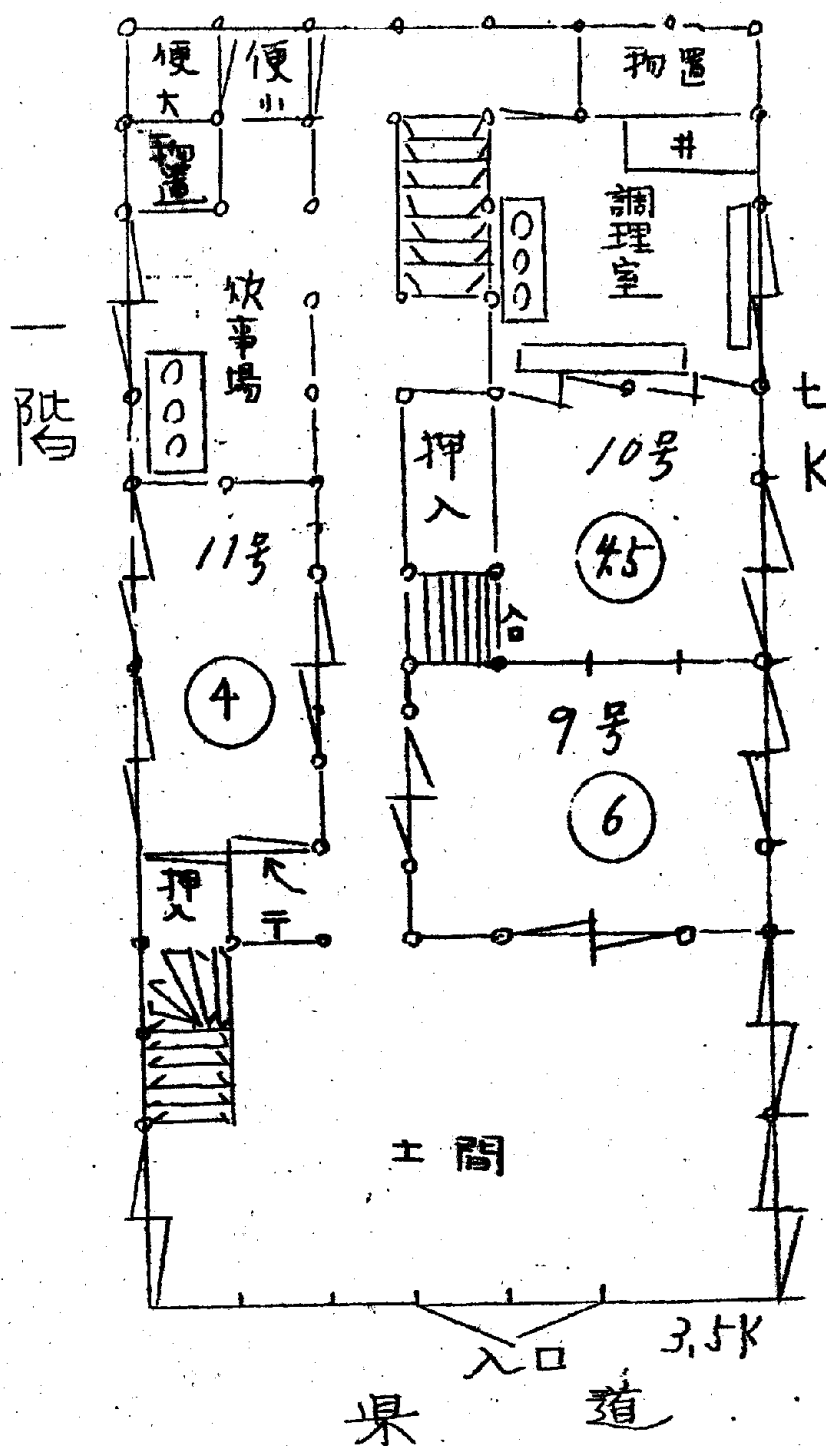
今般申請による町民会館使用につき左記の通り許可したから通知する

年 月 日

三朝町総務課長

町民会館看守人 殿

三朝町民会館見取図



二階
陽

